

宇和島市有地の一般競争入札による売払いについて

上記について、宇和島市契約規則（規則第56号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月25日

宇和島市長 岡原文彰

記

1. 入札に付する土地

所 在 宇和島市住吉町3丁目1071番29
地目・地積 宅地 833.54㎡（252.15坪）
用途地域 準工業地域（臨港地区）
予定価格（最低売却価格） 20,670,000円

2. 入札参加申込

（1）期間 令和8年10月1日（木）～令和8年11月6日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

（2）方法 持参又は郵送（受付期間内必着）

（3）場所 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市総務部財政課管財係（市役所4階）

3. 入札に参加出来ない者は、次のとおりとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者

（2）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

（3）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これに類する業に供しようとする者

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次のいずれかに該当する者

（ア）入札対象財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者

（イ）暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員

（ウ）法人の役員またはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等している者

（オ）暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を提供する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

（ク）（ア）～（キ）に掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

（5）市税を滞納している者

4. 質疑の受付

（1）期間 令和8年9月25日（金）～令和8年10月30日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

（2）提出方法 メール、持参または郵送（受付期間内必着）

※口頭、電話等による質疑は受け付け出来ません。

（3）提出先 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市総務部財政課管財係（市役所4階）
メールアドレス kanzai@city.uwajima.lg.jp

5. 現地説明会

現地説明会は実施しない。事前に各自で現地確認を行うこと。

6. 契約条項

- (1) 落札者は、落札日から起算して7日以内に市有地売買契約書により売買契約を締結しなければならないものとする。
- (2) 代金の納付方法
 - ①本契約締結後7日以内に、市が発行する納付書において売買代金から納付済みの入札保証金を差し引いた金額を一括して市指定金融機関に納付する方法
 - ②本契約締結と同時に、市が発行する納付書において売買代金から納付済みの入札保証金を差し引いた契約保証金（売買代金の100分の10以上に相当する額）を納付し、指定期日（本契約日より30日以内）までに売買代金から契約保証金を差し引いた金額を市指定金融機関に納付する方法
- (3) 売買代金納付後、速やかに所有権の移転登記を行う。これに要する費用は落札者の負担とする。
- (4) 本契約日から5年間は、当該土地に係る所有権、地上権、その他の使用若しくは収益を目的とする権利、又は抵当権、質権その他の担保物件の設定又は移転をすることが出来ないものとする。但し、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

7. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月19日（木）午前10時00分～
- (2) 場所 宇和島市役所 4階 入札室

8. 入札の方法

一般競争入札（郵便による入札は認めない。）

（入札参加申込みがあった場合も入札開始前であれば、辞退することが出来るものとする。）

9. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則または、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (3) 代理権限のない者のした入札
- (4) 1回の入札に2以上の入札をしたとき
- (5) 入札記載の金額、氏名又は印形が確認し難い入札
- (6) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった入札
- (10) その他特に入札に際し、指定した事項に違反したとき

10. 入札保証金

- (1) 入札金額の100分の5以上を、現金をもって入札開始前に市へ預託すること。
- (2) 落札者以外の方には開札終了後速やかにこれを還付する。落札者が納付した入札保証金は契約締結時の契約保証金の一部に充当する。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、その者に係る入札保証金及び契約保証金は市に帰属する。
 - ①入札者が入札について不正があったとき
 - ②入札者が入札を取り消したとき
 - ③落札者が指定期間内に契約を締結しないとき
 - ④契約締結者が指定期間内に売買代金（残金）を納付しないとき

11. 入札執行の際に持参するもの

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加資格確認後交付）
- (2) 入札保証金
- (3) 委任代理人の場合はその代理権限を証する書面
- (3) 入室して入札を行う者の印鑑
- (4) 本人であることを証するもの（免許証等）
- (5) 筆記用具 ※鉛筆は認めない
- (6) 令和8年度住吉町市有地一般競争入札売払案内書

12. その他

この入札に参加する場合に守らなければならない事項は宇和島市契約規則に基づくものとする。

【連絡・問合せ先】

宇和島市総務部財政課管財係

電話 0895-49-7009（直通）